

12月は国民健康保険制度の適用適正化月間



資格の変更があったら町住民生活課へ届け出を

国民健康保険の資格の変更があった場合は町住民生活課へ

国民健康保険は、74歳までの人で社会保険（職場の健康保険。共済組合・船員保険なども含む）の被保険者およびその被扶養者を除く、すべての人に加入していただく制度です。

国民健康保険の資格の変更があった場合、国保の加入や脱退の届け出を町住民生活課までお願いします。

社会保険の被扶養者になれる場合があるのをご確認ください

同じ世帯にお勤め先の健康保険の加入者がいる場合、その保険の被扶養者として認定されることがあります。扶養認定ができるかどうか、お勤め先に相談してから手続きをしてください。

被扶養者の範囲

- ① 被保険者と同居していても被扶養者となれる人
- ・ 配偶者（内縁関係でもよい）
- ・ 子、孫および兄弟
- ・ 父母、祖父母などの直系尊属
- ② 被保険者と同居していることが被扶養者となる条件の人
- ・ ①以外の3親等内の親族（孫、配偶者の父母や子、兄弟、伯叔父母、おい・めいなど）
- ・ 内縁関係の配偶者の父母と子（当該配偶者の死後も、引き続き同居する場合を含む）

被扶養者の年収の目安

- ① 年収130万円未満で、かつ扶養する人の年収の半分未満であること。
- ② 60歳以上または一定の障がい者の場合は、年収180万円未満であること。

所得の申告をお忘れなく

国民健康保険に加入している人は、所得の申告が必要です。申告をしないと、国民健康保険税の軽減が受けられなかったり、医療費の限度額認定の正しい判定ができなくなったりします。申告をされていない人は、町税務課までご相談ください。

国民健康保険の資格の変更時に必要な手続き

	国民健康保険への加入届け	国民健康保険からの脱退届け
届け出が必要な場合	社会保険を脱退した場合	社会保険に加入した場合
手続きに必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険を脱退した証明書（離職票・資格喪失証明書など） ・ 印鑑 ・ 年金証書（60歳以上65歳未満の人で厚生年金や共済年金を受給している人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険被保険者証 ・ 国民健康保険被保険者証（今まで使用していたもの） ・ 印鑑
手続きが遅れると…	社会保険の資格喪失日まで、さかのぼって課税され、高額な国民健康保険税が発生する場合があります。	国民健康保険税が課税されたまま、社会保険料と両方納めている状態になります。

お問い合わせ先

- ・ 国保の届け出について 町住民生活課 ☎096 - 234 - 1113 (内線106) ✉klg204@town.kosa.lg.jp
- ・ 国保税の申告について 町税務課 ☎096 - 234 - 1112 (内線115) ✉klg105@town.kosa.lg.jp

■年末年始のごみ収集・し尿くみ取り日程（12月25日〔木〕～1月6日〔火〕）

● 家庭ごみ収集

	収集地区	収集日	クリーンセンターへの直接持ち込み
年末	星の川団地、立岩団地、竜野地区（上早川五区・あゆの里緑川団地を除く）、乙女地区、白旗地区	12月25日（木） 12月29日（月）	・通常持込期限 12月29日（月） ・通常持込時間 午前9時～午後4時30分 ※持込時間厳守 ・持込料 100円/10* ※個人・事業者の持込可
	宮内地区、甲佐地区（星の川団地、立岩団地を除く）、上早川五区、あゆの里緑川団地	12月26日（金） 12月30日（火）	
年始	星の川団地、立岩団地、竜野地区（上早川五区・あゆの里緑川団地を除く）、乙女地区、白旗地区	1月5日（月）から	1月5日（月）から 通常持ち込み
	宮内地区、甲佐地区（星の川団地、立岩団地を除く）、上早川五区、あゆの里緑川団地	1月6日（火）から	

▶ お問い合わせ先

御船町甲佐町衛生施設組合（クリーンセンター） ☎096 - 282 - 0688

● し尿くみ取り

	収集地区	くみ取り日	備考
年末	全地区	12月28日（日）まで	年末は非常に混み合いますので、早めにし尿くみ取り業者にお申し込みください。
年始	全地区	1月5日（月）から	通常受け入れ



▶ お申し込み・お問い合わせ先

- ・甲佐地区（東寒野区・西寒野区・上豊内区の一部・星の川団地の一部を除く）
米村衛生社 ☎096 - 234 - 0308
- ・宮内地区、甲佐地区（東寒野区・西寒野区・上豊内区の一部・星の川団地の一部）、竜野地区、乙女地区、白旗地区
甲佐衛生社 ☎096 - 234 - 1217

町環境衛生課 ☎096-234-1169（内線252） ✉klg210@town.kosa.lg.jp

ごみ収集・し尿くみ取り

男女共同参画

男女共同参画に関する川柳の優秀作品発表



「男女共同参画を考えよう！ in かしま」の開催の様子

■「男女共同参画に関する川柳」の優秀作品が選出されました

上益城地域男女共同参画連絡会議において募集していただきました「男女共同参画に関する川柳」に、郡内各町から優秀作品が3句ずつ選出されました。

さらにその中から3句が最優秀作品として選ばれ、10月4日（土）に嘉島町で開催された「男女共同参画を考えよう！第3回上益城大会 in かしま」で表彰されましたので、優秀作品とともに紹介します。

【◎最優秀作品・○優秀作品】

（甲佐町）
○家事男は 素敵と妻に 褒められる

○特産物 地域おこしの ママの店
◎家事分担 「ありがとう」がここちよい

（御船町）
○主張する 権利私にあつたかも パートナー なれずに私 三歩あと
○釘打ちを 頼めば高く 届かない

（嘉島町）
○めしまだか 言ってみたいな 夢のなか！
○リタイヤし やつと気がつく 思いやり

◎待つてました 君は課長に 僕は主夫

（益城町）
○オムツ換え 上手上手で パパがする

○つぎの世は お前が夫 おれが妻

○どうよう日は パパのとうばん やきにくだ

（山都町）
○わかつたよ 俺が行くから ゴミ出しに

○助かった 気づいてみれば 妻の知恵

○思いやり 何でも言える 目がステキ

町総務課 ☎096-234-1140（内線223） ✉klg202@town.kosa.lg.jp